

特記仕様書 1

車体ラッピングについては、下記の項目を基本に、車体ラッピング特記仕様別紙 1-1、1-2 と同様のデザインとし、ステッカーシールで作成する。詳細については、庁舎管理課と協議の上納入すること。なお、岡山市キャラクターデザイン「ミコロ・ハコロ」及び文字「岡山市」については、画像データの提供が可能である。また、以下の文字色の青色は、DIC2591とする。

1. 車体左右の 2 カ所に「おかやまし でんきじどうしゃ」のネーム入れを行うこと。
 - ・文字色：青色－緑色のグラデーション
 - ・字体：丸ゴシック
 - ・文字方向：左書き
 - ・文字サイズ：「おかやまし」 10cm×10cm程度（1文字）
「でんきじどうしゃ」 15cm×15cm程度（1文字）

2. 車体左右の後部 2 カ所に「岡山市」のネーム入れを行うこと。
 - ・文字色：黒色
 - ・字体：別途データ提供
 - ・文字方向：左書き
 - ・文字サイズ：10cm×10cm程度（1文字）

3. 車体前後の 2 カ所に「おかやまし でんきじどうしゃ」のネーム入れを行うこと。
 - ・文字色：青色－緑色のグラデーション
 - ・字体：丸ゴシック
 - ・文字方向：左書き
 - ・文字サイズ：「おかやまし」 6cm×6cm程度（1文字）
「でんきじどうしゃ」 8cm×8cm程度（1文字）

4. 車体前部に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦20cm、横20cm程度で表示する。

5. 車体後部に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦40cm、横40cm程度で表示する。

6. 車体の左右に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦50cm、横50cm程度で表示する。

7. この特記仕様書により作成した車体ラッピングの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。）は岡山市に帰属する。